

時系列	事実関係(『調査報告書』と『所見』、情報公開請求に基づく) 2022 (R4)
2022	被害生徒が不登校に至ったのは、中学2年生の2学期以降から激しくなった加害生徒からの一連のいじめ行為により、加害生徒に対して恐怖心を抱いていたところ、更に2022.5/23の下校時に再び加害生徒から暴力を受けたうえ、「明日の集団下校は殴り放題だ」と言われたことを直接的な契機として「心的外傷後ストレス障害」を発症し、加害生徒に対する恐怖心や加害生徒に遭遇するのではないかという不安感から外出もままならなくなったことに起因すると認められる。
05.24	被害生徒が担任に「いじめ行為」を受けていることを相談
05.31	担任が被害生徒から詳しく話を聞く
06.02	担任が被害生徒の話を聞く「相手にちゃんと伝えてほしい。指導してほしい(被害生徒)」
06.06	XX中学校の「生徒指導委員会」にて報告。いじめ行為が学校側に認知される
学校の 不作為	しかしながら、以降、「いじめ問題対策支援チーム」の会議が開催されることはなかった。これは明らかに校長を筆頭とした学校側の不作為であると言える。
06.07	担任が被害生徒から携帯を預かり「わいせつメール」の内容を記録
06.09	被害生徒の不登校が始まる 学年主任・両担任が加害生徒に指導「被害生徒とかかわらない」ことを約束させる
	被害生徒は、5/24に担任に本件いじめ行為を申告した後、学校を休みがちになり、6/9からは全く登校できなくなったまま夏休みを迎えることとなった。当時、被害生徒は、両親に対して「泡になって消えたい」とまで述べる状況にあり、加害生徒と遭遇することに強い恐怖を感じ、家から出ることすらままならない状況が中学校卒業まで続いた。
06.24	「児童生徒のいじめに係る報告書(速報概要)(XX中学校教頭作成)→教委に報告
07.01	加害生徒が被害生徒に行ったいじめ行為の時期及び内容を自認した書面(加害生徒及び加害生徒の両親作成) 被害生徒の両親・加害生徒本人・加害生徒の両親・関係教諭4名にて話し合い いじめ行為を認め、被害生徒の両親に謝罪 学校側は被害生徒側にカウンセリングの実施を勧める
校長の 不作為	上記話し合いを受けて、XX中学校の管理職は、本件いじめ行為の内容についての調査は完了したものと認識し、その後、本件いじめ行為の内容に関する調査は行っていない。
07.04	夏休み前の最後の生徒指導委員会は7/4に開催されたが、その後本件いじめ行為について議論されたのは、夏休み明けの最初の生徒指導委員会が開催された8/29になってからであった。
07.08	XX中学校の管理職は、本件いじめ行為が犯罪に該当するとの認識に至りながら、かつ上尾市教育センターから被害生徒側が警察に被害届を出そうと考えている旨の連絡を受けたにもかかわらず、学校側から本件いじめ行為について警察に通報するという対応をとることはなかった。

07.11	被害生徒及びその保護者が上尾警察署に相談に出向く。当日、上尾警察からスマホ110番(通報アプリ)を登録との連絡。被害生徒が登校の際はスマホ持参許可する。
07.14	被害生徒の不登校が継続。被害生徒の両親・加害生徒の両親・校長・教頭・教諭3名が集まり、話し合い。その後加害生徒の両親から7/16から登校自粛の申し出。
07.15	××中学校の管理職は本件いじめ行為をいじめ重大事態として対応することを決定。
校長の 不作為	■しかし、速やかに「上尾市立××中学校いじめ調査委員会」を開催した事実は無い。
	管理職以外の同委員会メンバーがいじめ重大事態と知ったのは8月29日開催の生徒指導委員会においてであった。
	××中学校の管理職は、被害生徒側に対しても、本件いじめ行為をいじめ重大事態と認定した事実を速やかに伝えておらず、文科省作成の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において定める6つの説明事項についても説明しなかった。
07.16	担任による被害生徒の家庭訪問(この日以降面談は果たせていない)
	加害生徒は、加害生徒の保護者からの申し入れにより、7/16から登校を自粛。夏休み明けも登校自粛は継続された。 被害生徒は、加害生徒が登校を自粛したこともあって、夏休みが明けた8/25以降、母親に付き添われて保健室に短時間登校するということが10/10まで続き、なんとか学校に来ることはできていた。 しかしながら、10/14から加害生徒の登校再開を契機として、10/11から被害生徒は再び不登校となった。
被害者側 調査結果 に関する 所見	全ては加害者側が数々の非人道的な行為をしなければこのような調査すら必要が無く、ある意味では市教委、学校側も加害側の被害者であるものと考えています。 ただし、当方から見ると学校側も被害者側の登校に向けた取り組みより、加害側の登校を優先するなど到底信じ難い対応に絶望を感じました。 加害側の自己中心的な登校再開により娘の登校は叶いませんでした。このような事態が再発しないようにいじめ対策推進法、並びにガイドラインに則った対応を行っていただくと共に今後生じるいじめ加害側へ断固たる措置を取っていただくよう切に願いたいと思います。
07.19	「児童生徒のいじめに係る報告書(速報詳細)(××中学校教頭作成)
	7月21日以降夏休みに入ったが、学校側は被害生徒に一度も連絡をしなかったばかりか、夏休み中に生徒指導委員会やいじめ問題対策支援チームの会議が開催されることはなかった。したがって、被害生徒の不登校状態を解消するための学校の対応等に関して議論されることもなかった。
07.29	「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について(報告)」教育長作成 ※市教委は7月15日に本件いじめ行為がいじめ重大事態と認知していたが、市長に報告したのは、2週間後の7月29日であった(遅滞理由は不明)。

	夏休み前の最後の生徒指導委員会は7/4に開催されたが、その後本件いじめ行為について議論されたのは、夏休み明けの最初の生徒指導委員会が開催された8/29になってからであった。(以上7/4の記述を再掲)
	被害生徒は、夏休み明け以降、母親とともに保健室に登校し、僅かな時間保健室で過ごし、早退するという状況が10/10まで続いた。
08.31	「児童生徒事故について(報告)」教育長作成
09.15	「連絡書」と題する書面(加害生徒代理人弁護士作成)
09.20	スクールカウンセラーによる加害生徒及び加害生徒の母親へのカウンセリング実施
	被害生徒は10/1に医療機関を受診し、現在まで通院を継続して投薬治療を受けている。10/9付け診断書「心的外傷後ストレス障害」「フラッシュバック、強い抑うつ症状、不安症状を認める」とされている。
10.04	スクールカウンセラーによる加害生徒及び加害生徒の母親へのカウンセリング実施 「連絡書」と題する書面(加害生徒代理人弁護士作成)
	XX中学校側から、被害生徒本人及び被害生徒の両親の心のケアのためにカウンセリングの実施を提案していたが、被害者生徒側の理解を得ることはできなかった。10/7に被害生徒がさわやか相談室に1度だけ顔を出したことがあったものの、カウンセリングの実施には至っていない。
10.09	被害生徒の診断書(医師作成)
	加害生徒は、10/14以降卒業するまで正常に登校したが、被害生徒は、保健室登校すら出来なくなって以降は1度も学校に来ることができないまま卒業することになった。
10.17	「上尾市立XX中学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」(XX中学校長作成)を被害生徒保護者に提示。 しかしながら、この報告書の作成にあたって、「上尾市立XX中学校いじめ調査委員会」を開催して内容を議論したことはなく、管理職以外のメンバーに内容の確認もしていない。しかも、教育長宛になっているにもかかわらず、教育長に提出されていない。
10.18	スクールカウンセラーによる加害生徒及び加害生徒の母親へのカウンセリング実施
10.22	上尾市長宛ての通知書(被害生徒の保護者作成)
11.01	スクールカウンセラーによる加害生徒の母親へのカウンセリング実施
11.07	上尾市いじめ問題調査委員会① 委員 大澤一司(弁護士)欠席 平山優美(医師)欠席 相川章子(心理・福祉)出席 森田直樹(識見)出席 和氣昭祐(その他)出席 事務局出席 瀧澤誠(指導課長) 森 正典(指導主事) 大津浩一(指導主事) 議題 いじめ重大事態に係る調査について(協議)＝議事録非開示

※今年度の「いじめ問題調査委員会」第1回は6/9に開催されているが、この表では本件いじめ行為に関する調査委員会を①～⑥で表示した。

11.21	<p>上尾市長宛ての通知書(被害生徒の保護者作成)</p> <p>(11/21付け) 上尾市いじめ問題調査委員会への要望書 (被害生徒の保護者作成)</p> <p>①いじめ事実についての要望</p> <p>* (調査委員会に対して) 一貫して訴えていたいじめ事実について第三者の立場として真摯に調査をした上で全面的に認定していただいたと確認いたしました。</p> <p>②今回の事案に対する学校側及び上尾市教育委員会の対応の適否</p> <p>[学校の対応の適否] XX中学校の対応が法に則っておらず、組織的な対応をしておらず、極めて杜撰であることを(調査委員会に)明確にいただいた。</p> <p>※「いじめ対策推進法23条6項及び3項」「刑法156条」に則っていない。</p> <p>*犯罪と認識しておきながら警察との連携を行っていない。</p> <p>*学校側はいじめ重大事態に特化した会議がなされていないのみならず、夏休み明けの8月29日までXX中学校におけるいじめ行為は全く議論すらなされていない。</p> <p>*いじめ重大事態の調査がXX中学校における調査委員により行われていた実態はなく、調査をしたことを取り繕うために報告書を限られた職員にて作り上げたものである。</p> <p>*XX中学校教頭は、被害者の教育の権利よりも加害者の教育を受けさせる権利を優先させようとし、娘の教育を受けさせる権利を侵害した。娘が精神的な被害が大きい中、何とか通常通りの登校に向けての朝の一時でも登校をしていた最中に受けた発言であり極めて大きな絶望を味わった。</p> <p>[上尾市教育委員会の対応の適否について]</p> <p>*学校設置者としてXX中学校のいじめ重大事態調査に関しても何ら把握することもなく、指導・助言もなされていないことを(調査委員会に)明確にいただいた。</p> <p>*いじめ重大事態の市長への報告が二週間も経過している。(※7/29記述参照)</p> <p>(このことは、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に抵触している)</p>
11.30	<p>上尾市いじめ問題調査委員会②</p> <p>委員 大澤一司(弁護士)出席 平山優美(医師)欠席 相川章子(心理・福祉)出席 森田直樹(識見)出席 和氣昭祐(その他)欠席</p> <p>事務局出席 瀧澤誠(指導課長) 森 正典(指導主事) 大津浩一(指導主事)</p> <p>議題 調査内容について(協議)=議事録非開示 今後の調査日程について(協議)=議事録非開示</p>

12.05	上尾市立XX中学校いじめ調査委員会の構成メンバー8名との面談
12.07	上尾市いじめ問題調査委員会②の補足 [被害生徒・保護者に対する調査方針の説明等(6項目)について]※黒塗りのうえ開示 ※調査実施予定日時と調査の内容(聴き取り調査等) ◆調査項目は、いじめの事実関係、上尾市教育委員会及び上尾市立XX中学校の対応の 検証である。
12.08	関係生徒6名との面談による聴取(内2名)
12.12	加害生徒本人及びその保護者との面談 及び書面による聴取
12.19	上尾市立XX中学校いじめ調査委員会の構成メンバー5名との面談
12.20	関係生徒6名との面談による聴取(内2名)
	上尾市立XX中学校いじめ調査委員会の構成メンバー1名との面談
	関係生徒6名との面談による聴取(内1名)
2023 (R5)	
01.10	上尾市立XX中学校いじめ調査委員会の構成メンバー1名との面談
01.11	関係生徒6名との面談による聴取(内1名)
	上尾市いじめ問題調査委員会③ 委員 大澤一司(弁護士)出席 平山優美(医師)欠席 相川章子(心理・福祉)出席 森田直樹(識見)出席 和氣昭祐(その他)出席 事務局出席 瀧澤誠(指導課長) 森 正典(指導主事) 大津浩一(指導主事) 議題(議事録非公開) ・聴き取りの経過 ・XX中学校からの回答 ・新たに聴き取った内容 ・調査内容について ・上尾市立XX中学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書 ・被害生徒・保護者に対する調査方針の説明等(6項目)について ・調査報告書【公表版】所沢市教育委員会・幸手市いじめ問題調査委員会 ・「重大事態調査報告」概要 川崎市言教育委員会事務局
01.23	被害生徒の保護者との面談による聴取
02.02	上尾市いじめ問題調査委員会④ 委員 大澤一司(弁護士)出席 平山優美(医師)出席 相川章子(心理・福祉)出席 森田直樹(識見)出席 和氣昭祐(その他)出席 事務局出席 瀧澤誠(指導課長) 森 正典(指導主事) 大津浩一(指導主事) 議題(議事録非公開) ・聴き取り内容 ・上尾市いじめ問題調査委員会から要望された事前回答 ・上尾市立XX中学校及び上尾市教育委員会からの回答 ・XX保護者からの情報提供資料 ・学校警察連絡協議会協定に係る資料

<p>04.11</p>	<p>上尾市いじめ問題調査委員会⑤</p> <p>委員 大澤一司(弁護士)出席 平山優美(医師)出席 相川章子(心理・福祉)出席 森田直樹(識見)出席 和氣昭祐(その他)欠席</p> <p>事務局出席 瀧澤誠(学校教育部長) 武田直美(指導課長) 森 正典・大津浩一(指導主事)</p> <p>議題(議事録一部公開) 調査内容の精査及び確認について(協議) 今後の日程について(協議)</p> <p>【一部公開された議事録より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査は完了。調査報告書をまとめていくことが調査委員会の役割となる。 ・調査報告書の案は大澤一司委員長が作成 ・森田委員(役職は「松寿会にホーム高齢者センター長」だが「元校長」)の発言「学校は被害生徒を守らなければいけないとともに加害生徒も守らなければならない」 ・大沢委員長の発言「加害者側の回答を受けて、いじめ認定の結論を変える必要はないと思います。裁判でも、法廷で原告、被告から全く違うことが述べられることはよくあることです。その中で裁判官は客観的な証拠をもとに、事実認定をしていくわけです。今回は裁判ではありませんが、今まで調査した内容から見ても、被害者側からの主張に特段疑いを差し挟む余地はないと思っております。」
<p>05.10</p>	<p>上尾市いじめ問題調査委員会⑥</p> <p>委員 大澤一司(弁護士)出席 平山優美(医師)出席 相川章子(心理・福祉)出席 森田直樹(識見)出席 和氣昭祐(その他)欠席</p> <p>事務局出席 瀧澤誠(学校教育部長) 武田直美(指導課長) 森 正典・大津浩一(指導主事)</p> <p>議題(議事録一部公開) 調査内容の精査及び確認について(協議) 今後の日程について(協議)</p> <p>【一部公開された議事録より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大澤委員長の発言「××中学校は、そのような認識のもと、行動すべきであったか、ということが議論の焦点です。被害者側は、このことを強く求めていることは事実であります」 「以前もお伝えしたように、加害側からあのような回答を受けて、いじめ認定の結論を変えることはありえないと思います。今まで調査した内容から見ても、被害者側からの主張に疑いをはさむ余地はない、むしろ、加害者側の回答は、不自然であるし、信用性もなくなってきたと思います。今までの調査結果からいじめ認定をし、調査報告書としてまとめることは可能であると思いますが、皆様いかがでしょうか」 <p>一同(承知する)</p>